

鹿沼市栗野福祉センター条例の廃止について

次のように定める。

令和8年2月16日提出

鹿沼市長 松 井 正 一

鹿沼市栗野福祉センター条例を廃止する条例

鹿沼市栗野福祉センター条例（平成17年鹿沼市条例第56号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。